

海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書

今年8月、小笠原諸島の海底火山「福德岡ノ場」で発生した、国内最大クラスの噴火により、大量の軽石が噴出され、海流の影響で西側へ移動し、10月上旬以降、沖縄本島及び周辺離島や奄美大島などに次々と漂着している。

漂着した大量の軽石は、県内各地の漁港や海岸及び河川などに漂着しており、漁港が覆い尽くされることで、漁業者が出港することが出来ない。

沖縄県の調査によると、県内の市町村で漂着軽石が漁港内に流れ込むなど漁港関係者を中心に深刻な被害が出ていることが明らかになった。

また、海岸や河川などの景観、環境及び生態系等にも大きな問題となっており、今後は更に各方面に被害が拡大する可能性があり、大変危惧しているところである。港川漁港に停留している船舶がエンジン不具合等を起こし航行不能などのトラブルも発生している。

このような状況であることから、本町議会は、政府及び沖縄県において下記事項についての早急な対応を求める。

記

1. 漂着軽石の現状把握はもとより、漂着軽石の経路の予測を行い、被害を最小限に抑えること。
2. 漂着軽石により被害を被った個人や事業者への補償を行うことと、船舶が航行可能となる対策を講ずること。
3. 政府と自治体の連携体制の構築を図ること。
4. 国の責任において、漂流漂着した軽石を除去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年11月24日

沖縄県八重瀬町議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、沖縄北方対策担当大臣、環境大臣、水産庁長官、沖縄県知事